

令和 6 年度精神科病院における虐待通報窓口設置後の経過について

精神科病院における虐待通報窓口設置後の経過

● 大阪市虐待通報受付窓口

- ・専用電話受付：平日 9：00～17：30
- ・メール受付：24 時間（ただし、対応は開庁時）

※対象医療機関は大阪市内に精神科病床を有する病院

● 大阪市虐待通報窓口受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	合計
受付件数	1件	2件	2件	4件	3件	12件
うち虐待事案として 対応した件数	1件	1件	0件	1件	2件	5件
虐待認定件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※全件電話にて受付

(R6.4.1～R6.8.31 時点)

● 関係機関への周知等

- ・令和 6 年 3 月末に対象医療機関に対し、
虐待通報受付窓口の周知を依頼するとともに、
虐待通報受付窓口周知ポスターのデータを送付
- ・令和 6 年 10 月上旬に対象医療機関に対し、
虐待通報受付窓口ポスターを各病院に持参し、
掲示を直接依頼

精神科病院における「虐待通報が義務化」されます

別添 1



令和 6 年 4 月から精神保健福祉法が改正され、都道府県等への虐待通報が義務化されました。精神科病院における業務従事者[※]による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した際には、以下の連絡先に通報してください。業務従事者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないと定められています。また、業務従事者による虐待を受けた精神障害者は、その旨を都道府県に届け出ることができます。

[※]業務従事者とは、医師や看護士等の医療従事者だけでなく、精神科病院で勤務している全ての方を指します。

自治体の連絡先（電話番号や電子メール等）

大阪市虐待通報受付窓口

【電話】06-6922-6607（平日9:00～17:30 祝日年末年始・除く）

【メール】kokoro-abuse@city.osaka.lg.jp（対応は開庁日になります）

院内の連絡先